

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月12日

【会社名】 株式会社エディア

【英訳名】 Edia Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 原尾 正紀

【本店の所在の場所】 東京都千代田区一ツ橋二丁目4番3号

【電話番号】 03-5210-5801(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 柏原 聡

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区一ツ橋二丁目4番3号

【電話番号】 03-5210-5801(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 柏原 聡

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 第12回新株予約権証券
その他の者に対する割当 2,960,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)
921,360,000円
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	800,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	2,960,000円
発行価格	新株予約権1個につき3.70円 (新株予約権の目的である株式1株につき3.70円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年5月1日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社エディア 経理部 東京都千代田区一ツ橋二丁目4番3号
払込期日	平成30年5月1日(火)
割当日	平成30年5月1日(火)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 神田支店

(注) 1. 第12回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」といいます。)については、平成30年4月12日付の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に本新株予約権の買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は800,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、平成30年5月7日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の、それぞれ92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。 3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。 4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は当初624円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。 5. 割当株式数の上限 800,000株(発行済株式総数に対する割合は20.04%) 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 502,160,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられていない。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は800,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株)とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(本欄第2項に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、1,148円とする(以下、「当初行使価額」という。)</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額は、平成30年5月7日に初回の修正がされ、以後、5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額(但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。))又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p>
-----------------------	--

	<p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。本号ないしの各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号ないしの定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。 1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 本欄第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>921,360,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>1. 本新株予約権の行使期間 平成30年5月2日(当日を含む。)から平成30年9月11日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。</p> <p>2. 市場混乱事由 市場混乱事由とは、以下の事由をいう。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずないものとする。)</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 神田支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1)資金調達の目的」に記載の通りの目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4)本スキームの特徴」及び「(5)他の資金調達方法」に記載の通り、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、「(2)資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法(以下、「本スキーム」といいます。)が現在の当社の資金ニーズを満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

当社が今後の成長事業と捉えて注力しているスマートフォンコンテンツ市場は、近年、スマートフォンの普及に伴い数多くのスマートフォンゲームが投入され、競争が激化する厳しい環境となっております。このような環境におきまして、ユーザーがスマートフォンゲームに求める品質も非常に高まっており、それに伴い開発エンジニアの不足や開発期間の長期化などによる開発費用の増加が進んでおります。

このような状況下で、当社は、高品質の新規スマートフォンゲームを開発するためソフトウェア開発に人的・物的資源をより多く投入することで安定的に新作タイトルの配信を行い、業容拡大と収益基盤の拡大を図るとともに、今後の成長戦略の一環として新たな収益の柱をつくるべく、ゲームコンテンツをアニメ、コミック、声優、アイドル、音楽、グッズといったメディアに展開することを通じたクロスメディア展開及びIP(漫画やアニメ、ゲームなどの著作権)創出や、そのためのM&A・資本業務提携に向けた取り組みを推進しております。

以上のような当社の状況を踏まえ、本資金調達により調達する資金につきましては、新規ゲームタイトルのソフトウェア開発費用に充当するとともに、今後当社がM&Aや資本業務提携を機動的に行うための待機資金に充当する予定であります。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先であるEVO FUND(以下、「割当予定先」といいます。)に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、割当予定先であるEVO FUNDとの間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌日(当日を含む。)から、その72価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「全部コミット期限」といいます。)までの期間(以下、「全部コミット期間」といいます。))に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットします。

かかる全部コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性を高めることができます。

また、割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌日(当日を含む。)から、その37価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「前半コミット期限」といいます。)までの期間(以下、「前半コミット期間」といいます。))に、320,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットします。

当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成30年8月14日(本新株予約権の払込期日の翌日から起算して72価格算定日目の日)であり、前半コミット期限は平成30年6月25日(本新株予約権の払込期日の翌日から起算して37価格算定日目の日)であります。この期限までに市場混乱事由が発生した場合、これが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下、「コミット期間延長事由」といいます。))には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定日)を上限とします。))。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計2回(10価格算定日)を上限とします。))。

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、本新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合にも消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

行使指示条項

割当予定先は、当社からの指示があった場合、発行会社と割当予定先の間で協議を行った上で、双方合意する条件に従い、当該指示に基づいて本新株予約権を行使し、行使により取得した当社普通株式を当社の指定する者に売却します。但し、当社が当該行使指示を行うことのできる本新株予約権の数は、400,000個又は当該指示を行う時点において残存する本新株予約権の数のいずれか少ない方を上限として、当社と割当予定先が合意する数です。

行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、平成30年5月7日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先と議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を8%として計算することとしました。但し、当該金額が本新株予約権に係る下限行使価額を下回る場合には当該下限行使価額が修正後の行使価額となります。

下限行使価額は624円としますが、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

(3) 資金調達方法の選択理由

上記「(1) 資金調達の目的」に記載した資金使途の目的に合う資金調達の方法を検討していましたが、EVOLUTION JAPAN証券株式会社から本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、さらに当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(5) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが下記「3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

短期間における確実な資金調達

本新株予約権(対象となる普通株式数800,000株)は、原則として平成30年8月14日までに全部行使(全部コミット)されます。

時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、原則として平成30年6月25日までに、本新株予約権の40%(対象となる普通株式数320,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーな資金調度を両立することができます。

行使指示条項

コミット条項に加え、当社は、対象となる本新株予約権数に一定の制約はあるものの、割当予定先に対し本新株予約権を行使し、取得した当社普通株式を当社の指定する者に売却するよう指示することができます。かかる行使指示条項により、当社は資金ニーズに応じて本新株予約権の行使により資金調達をしつつ、行使により発行される普通株式が市場で売却され株価が下落するリスクを限定することができますと共に、将来資本提携等を行う場合、提携の相手先に速やかに当社株式を交付できることが期待されます。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は800,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

[デメリット]

当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、発行決議日時点の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額の110%を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先であるEVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。そのため、第三者割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

CB

CBは発行時点で必要額を確実に調達できるという点で今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が将来的に必要となること現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、株主割当増資と同様、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の用途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を含む本買取契約を締結する予定です。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である原尾正紀は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。
割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、上記貸主との貸株契約書にて定めております。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
921,360,000	5,000,000	916,360,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(2,960,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(918,400,000円)を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額を合算した金額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

当社は、ソフトウェア開発費用並びに将来のM&A及び資本業務提携のための資金確保を目的として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計916,360,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下の通り予定しています。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ソフトウェア開発費用	416	平成30年8月～ 平成31年7月
M&A・資本業務提携	500	平成30年8月～ 平成31年7月
合計	916	

- (注) 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本買取契約において本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として72価格算定日以内に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。上記の通り、今回のスキームでは調達資金が不足した場合に追加の資金調達を検討する必要性が生じますが、当社としては、今回の資金調達により当社の株主資本が増し、これにより借入余力も増えることから、追加の資金調達を検討することも可能と判断しております。

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。

ソフトウェア開発費用

スマートフォンコンテンツ市場の競争激化により、スマートフォンゲーム等の開発を担当するエンジニアの獲得競争も激しくなっております。当社のゲームサービス事業におきましては、更なる収益の拡大のため、年間複数の新規スマートフォンゲームを投入することを計画しており、これに対応できる数の優秀な人材を確保するため、本資金調達により調達する資金のうち、約416百万円をソフトウェア開発費用に充当する予定であります。新規に開発したゲームにより売上を拡大し、利益を向上させることが、既存株主様の利益に資するものと考えております。

将来のM&A・資本業務提携

当社は今後の成長戦略としてオタク市場にフォーカスした総合エンターテインメント企業を目指しております。その中で、ゲームを中心にアニメ、コミック、声優、アイドル、音楽、グッズなどオタク市場に強みを持つコンテンツを取り揃え、クロスメディア展開を図るとともに、オリジナルIP創出に向けた取り組みを強化するため、これらの施策に関して当社とのシナジーが見込まれる、クロスメディア展開を実現するための事業を持った企業や技術力の高い開発会社とのM&Aや資本業務提携を行い、ビジネス領域を拡大していくことが、今後の当社の成長戦略として重要であると考えております。

当社が競争優位を築きながら事業を展開していくためには、素早い意思決定と機動的な資金拠出により、他社よりも先んじてこのようなM&Aや資本業務提携を行うことが、当社の競争優位を築くために必須であると考えております。そこで、本資金調達により調達する資金のうち、約500百万円をM&Aや資本業務提携を行うための待機資金に充当する予定です。

現時点において具体的に計画されているM&A・資本業務提携はなく、総額が約500百万円規模となること以外には案件数・案件規模も未定ですが、今後案件が具体的に決定された場合においては、速やかに開示いたします。

また、企業価値の向上に繋がるM&Aが実現しない場合には、継続的な成長を目的として、上記のソフトウェア開発費用に充当する予定です。

以上の施策を目的として、当社は平成30年4月12日に本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

なお、当社は、平成29年8月30日付で、EVO FUNDを割当先として第9回乃至第11回新株予約権の発行を行っております。そのうち第9回新株予約権については行使が完了し、調達した資金については予定通り、ソフトウェア開発費用・IP取得費用及びM&A・資本業務提携の資金に全額充当しておりますが、第10回及び第11回新株予約権については、現時点では行使がなされておられません。これは、足元の資金確保を目的としていた第9回新株予約権に対し、第10回及び第11回新株予約権は、中長期的な資金需要に備えたものであることを踏まえ、将来の株価上昇を見込んだ、当時の株価よりも一定程度高い水準の行使価額を設定しているところ、現時点においては、当社株価が行使価額に到達していないためです。

本新株予約権につきましては、第9回新株予約権と同じく、足元の資金確保を目的としております。本資金調達の資金使途のうち、ソフトウェア開発費用につきましては、第9回乃至第11回新株予約権の資金使途と同様ですが、スマートフォンゲーム市場の拡大に伴い、競争が激化する中、スマートフォンの高性能化やユーザーの要求水準の高まりを受け、当社の開発するスマートフォンゲームにつきましても、ユーザーの要求に応えるために開発工数・人件費共に増加し、第9回乃至第11回新株予約権発行時の想定よりも開発コストが大幅に増大しております。当社は、このように厳しさを増す開発環境に対応し、今年度以降、現在開発中のタイトルの早期投入も含め、安定的かつ適時にゲームタイトルを投入し、継続的に成長できる体制を整えるためには、第10回及び第11回新株予約権による中長期的な資金調達に加え、本新株予約権により足元での追加のソフトウェア開発資金を確保する必要があると考えております。また、将来のM&A・資本業務提携につきましては、第9回乃至第11回新株予約権は、スマートフォンゲームや位置情報を活用したアプリケーションの開発に関してシナジーの見込まれるイラスト関連や位置情報関連企業とのM&A・資本業務提携のための資金を目的としていたのに対し、本新株予約権につきましては、上記のとおり当社のクロスメディア展開を実現するための事業を持った企業や技術力の高い開発会社とのM&Aや資本業務提携を行うことを目的としております。

このように、当社は、現時点で未行使の第10回及び第11回新株予約権の目的とは異なる資金需要に対応するため、新たに本新株予約権を発行することといたしました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands
	国内の主たる事務所の 責任者の氏名及び連絡 先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下の通りとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	払込資本金：1米ドル 純資産：約24.1百万米ドル
	事業の内容	ファンド運用 金融商品取引業
	主たる出資者及びその 出資比率	EVO Feeder Fund 100%
b. 提出者と割当予定 先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、EVO FUNDに対して平成29年8月に第9回新株予約権、第10回新株予約権及び第11回新株予約権を発行しており、うち第9回新株予約権については、平成29年9月に全ての新株予約権の行使が完了しております。

かかる資金調達完了後に、当社は、ソフトウェア開発費用並びに将来のM&A及び資本業務提携に係る資金のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような中で、平成30年2月に、過去の案件にてアレンジャーを務めたEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)に資金調達方法を相談した結果、本新株予約権に係る資金調達に関する提案を受けました。同時期に、複数社から新株予約権付社債や新株予約権による資金調達手法の提案を受け、当社内での協議・比較検討の結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、前述の本スキームのメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、既存株主の株式価値希薄化への配慮、過去に実施した本新株予約権と同様の手法である第9回新株予約権の行使がスムーズに完了した実績をもつことから、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先として EVO FUNDを選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として平成18年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。割当予定先であるEVO FUNDは、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)の100%子会社であるEVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在しません)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、800,000株です。

(4) 株券等の保有方針

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

ア．当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。

イ．割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ．割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成30年2月28日時点における残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、EVOLUTION JAPAN証券株式会社により紹介されたEVO FUND及びその100%出資者であるEVO Feeder Fundと、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(住所：東京都新宿区西新宿4-32-13西新宿フォレストアネックス302 代表取締役：中村 勝彦)に割当予定先であるEVO FUND、その100%出資者であるEVO Feeder Fund、EVO Feeder Fundの100%出資者であるEvolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLCの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、EVO FUND及びEVO Feeder Fundの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、当該調査機関が反社勢力関係の独自データベース検索による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提(割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び新株予約権の発行コストが発生することを含みます。)を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て当該評価額と同額で、本新株予約権1個の払込金額を3.70円としました。また、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、平成30年4月11日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し8%下回る額としました。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されているため、本新株予約権の発行価額は、特に有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査等委員会の意見として、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額で決定されていることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数800,000株(議決権数8,000個)は、平成30年2月28日現在の当社発行済株式総数3,991,200株及び議決権数39,904個を分母とする希薄化率は20.04%(議決権ベースの希薄化率は20.05%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は269,905株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数800,000株を、割当予定先の全部コミット期間である72価格算定日で行使売却とした場合の1価格算定日当たりの株数は約11,111株(直近平均6ヶ月平均出来高の約4.1%)となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本件に基づき新たに発行される当社普通新株式の数は最大800,000株（議決権8,000個）ですが、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
原尾 正紀	東京都豊島区	1,020,400	25.57	1,020,400	21.30
EVO FUND	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号	0	0	800,000	16.70
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 2 番 10 号	339,100	8.50	339,100	7.08
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 1 丁目 4 番地	191,000	4.79	191,000	3.99
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号	164,500	4.12	164,500	3.43
夏目 三法	大阪府大阪市	118,000	2.96	118,000	2.46
田口 政実	神奈川県川崎市中原区	107,400	2.69	107,400	2.24
賀島 義成	埼玉県和光市	74,000	1.85	74,000	1.54
渡邊 登	東京都千代田区	61,500	1.54	61,500	1.28
井筒 象二郎	東京都台東区	59,800	1.50	59,800	1.25
計		2,135,700	53.52	2,935,700	61.28

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年2月28日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成30年2月28日時点の総議決権数(39,904個)に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(8,000個)を加えた数で除して算出しております。
3. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。
4. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第18期、提出日平成29年5月25日)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年4月12日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年4月12日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第18期有価証券報告書の提出日(平成29年5月25日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成29年5月25日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社は、平成29年5月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年5月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」という。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能になりました。当社といたしましては、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることで、さらなる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、表現の一部修正を行うものであります。なお、定款第31条第2項の本変更案につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員(4名)は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

原尾正紀、賀島義成、坂本剛

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

松下秀司、藤池智則、河野幸久

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成24年5月29日開催の第12回定時株主総会において年額300百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、現在と同額の年額300百万円以内(うち、社外取締役分年額50百万円以内)と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は3名(うち社外取締役1名)となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	7,795	20	0	可決 85.69
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件				
原尾 正紀	7,794	21	0	可決 85.68
賀島 義成	7,792	23	0	可決 85.65
坂本 剛	7,793	22	0	可決 85.67
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				
松下 秀司	7,794	21	0	可決 85.68
藤池 智則	7,795	20	0	可決 85.69
河野 幸久	7,795	20	0	可決 85.69
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	7,784	31	0	可決 85.57
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	7,781	34	0	可決 85.53

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

1. 第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 第4号議案及び第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の第18期有価証券報告書の提出日(平成29年5月25日)以後、本有価証券届出書提出日(平成30年4月12日)までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数増減数	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)
平成29年5月25日～平成30年4月12日(注1)	546,000	2,262,400	309,461	791,171
平成29年9月1日(注2)	1,728,800	3,991,200		

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成29年9月1日付で1株を2株に株式分割したことによる増加であります。

3. 上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高には、平成30年4月1日から本有価証券届出書提出日(平成30年4月12日)までの間に生じた新株予約権による変動は含まれておりません。

4. 最近の業績の概要について

平成30年4月12日開催の取締役会において決議された第19期(自29年3月1日 至30年2月28日)の財務諸表は以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておらず、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

		当連結会計年度 (平成30年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		521,387
売掛金		186,939
商品及び製品		31,968
仕掛品		10,620
原材料及び貯蔵品		137
前払費用		22,524
未収入金		299
未収消費税等		38,244
その他		181
貸倒引当金		85
流動資産合計		812,216
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)		16,236
工具、器具及び備品(純額)		8,504
有形固定資産合計		24,741
無形固定資産		
ソフトウェア		44,053
ソフトウェア仮勘定		248,004
のれん		37,773
無形固定資産合計		329,831
投資その他の資産		
敷金及び保証金		49,374
その他		1,513
投資その他の資産合計		50,888
固定資産合計		405,461
資産合計		1,217,677

(単位：千円)

		当連結会計年度 (平成30年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金		86,691
1年内返済予定の長期借入金		123,426
未払金		71,163
未払費用		18,181
未払法人税等		6,363
預り金		9,011
賞与引当金		15,499
情報利用料引当金		6,851
返品調整引当金		6,623

その他	1,875
流動負債合計	345,685
固定負債	
長期借入金	56,748
固定負債合計	56,748
負債合計	402,433
純資産の部	
株主資本	
資本金	791,171
資本剰余金	781,171
利益剰余金	757,368
自己株式	89
株主資本合計	814,885
新株予約権	358
純資産合計	815,244
負債純資産合計	1,217,677

（２）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（連結損益計算書）

当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成しておりません。

（連結包括利益計算書）

当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、連結包括利益計算書は作成しておりません。

（３）連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、連結株主資本等変動計算書は作成しておりません。

（４）連結キャッシュ・フロー計算書

当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

（５）連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、セグメント情報は作成しておりません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
1株当たり純資産額	204.17円

(注) 当連結会計年度は連結損益計算書を作成しておりませんので、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は記載しておりません。

個別財務諸表及び主な注記

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	791,963	289,735
売掛金	176,543	162,135
原材料及び貯蔵品	58	137
前払費用	9,758	15,541
未収入金	211	299
未収還付法人税等	4,347	3
未収消費税等	-	38,244
関係会社短期貸付金	-	35,000
繰延税金資産	20,825	-
その他	18	0
貸倒引当金	124	85
流動資産合計	1,003,601	541,013
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	8,591	7,531
工具、器具及び備品（純額）	5,196	6,091
有形固定資産合計	13,788	13,622
無形固定資産		
ソフトウェア	77,081	44,053
ソフトウェア仮勘定	37,483	248,004
無形固定資産合計	114,564	292,058
投資その他の資産		
関係会社株式	-	272,300
敷金及び保証金	25,642	24,624
繰延税金資産	10,552	-
その他	420	420
投資その他の資産合計	36,614	297,344
固定資産合計	164,967	603,025
資産合計	1,168,569	1,144,039

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	52,179	60,803
1年内返済予定の長期借入金	133,992	103,426
未払金	53,899	67,828

未払費用	4,929	6,326
未払法人税等	3,674	6,198
未払消費税等	5,561	-
預り金	5,889	7,580
賞与引当金	7,970	11,732
情報利用料引当金	7,081	6,851
流動負債合計	275,177	270,747
固定負債		
長期借入金	160,174	56,748
固定負債合計	160,174	56,748
負債合計	435,351	327,495
純資産の部		
株主資本		
資本金	481,710	791,171
資本剰余金		
資本準備金	471,710	781,171
資本剰余金合計	471,710	781,171
利益剰余金		
利益準備金	1,500	1,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	221,703	757,568
利益剰余金合計	220,203	756,068
自己株式	-	89
株主資本合計	733,217	816,185
新株予約権	-	358
純資産合計	733,217	816,543
負債純資産合計	1,168,569	1,144,039

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)	当事業年度 (自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)
売上高	1,364,288	771,230
売上原価	626,237	469,379
売上総利益	738,051	301,851
販売費及び一般管理費	683,891	705,764
営業利益又は営業損失()	54,159	403,913
営業外収益		
受取利息	26	24
受取配当金	0	0
その他	244	95
営業外収益合計	270	120
営業外費用		
支払利息	1,643	1,645
支払手数料	-	500
株式公開費用	12,865	-
新株予約権発行費	-	5,776
その他	1,076	77
営業外費用合計	15,585	7,999
経常利益又は経常損失()	38,844	411,791
特別損失		
固定資産除却損	166	-
減損損失	63,296	90,405
特別損失合計	63,463	90,405
税引前当期純損失()	24,618	502,197

法人税、住民税及び事業税	2,478	2,290
法人税等調整額	5,558	31,377
法人税等合計	8,037	33,667
当期純損失()	32,656	535,864

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	325,000	315,000	315,000	1,500	189,047	187,547	452,452	452,452
当期変動額								
新株の発行	147,260	147,260	147,260	-	-	-	294,521	294,521
新株の発行(新株予約権の行使)	9,450	9,450	9,450	-	-	-	18,900	18,900
当期純損失()	-	-	-	-	32,656	32,656	32,656	32,656
当期変動額合計	156,710	156,710	156,710	-	32,656	32,656	280,765	280,765
当期末残高	481,710	471,710	471,710	1,500	221,703	220,203	733,217	733,217

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	481,710	471,710	471,710	1,500	221,703	220,203	-	733,217	-	733,217
当期変動額										
新株の発行(新株予約権の行使)	309,461	309,461	309,461	-	-	-	-	618,922	-	618,922
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	89	89	-	89
当期純損失()	-	-	-	-	535,864	535,864	-	535,864	-	535,864
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	358	358
当期変動額合計	309,461	309,461	309,461	-	535,864	535,864	89	82,967	358	83,326
当期末残高	791,171	781,171	781,171	1,500	757,568	756,068	89	816,185	358	816,543

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	24,618	502,197
減価償却費	58,009	70,631

減損損失	63,296	90,405
固定資産除却損	166	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	75	39
賞与引当金の増減額(は減少)	1,052	3,762
情報利用料引当金の増減額(は減少)	934	229
受取利息及び受取配当金	26	25
支払利息	1,643	1,645
支払手数料	-	500
株式公開費用	12,865	-
新株予約権発行費	-	5,776
売上債権の増減額(は増加)	22,337	14,408
たな卸資産の増減額(は増加)	71,196	78
仕入債務の増減額(は減少)	4,685	13,014
未払金の増減額(は減少)	14,177	13,929
その他	44,908	43,552
小計	141,142	358,079
利息及び配当金の受取額	26	25
利息の支払額	1,638	1,583
支払手数料の支払額	-	2,000
法人税等の支払額	13,235	1,347
法人税等の還付額	-	4,343
営業活動によるキャッシュ・フロー	126,295	358,641
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	12,026	5,317
無形固定資産の取得による支出	126,946	310,391
敷金及び保証金の差入による支出	18,405	-
関係会社株式の取得による支出	-	272,300
関係会社貸付けによる支出	-	35,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	157,377	623,008

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	300,000	-
長期借入金の返済による支出	95,846	133,992
株式公開費用の支出	12,865	-
株式の発行による収入	313,421	616,952
新株予約権の発行による収入	-	2,328
新株予約権の発行による支出	-	5,776
自己株式の取得による支出	-	89
財務活動によるキャッシュ・フロー	504,709	479,422
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	473,628	502,227
現金及び現金同等物の期首残高	318,335	791,963
現金及び現金同等物の期末残高	791,963	289,735

(5) 個別財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社はモバイルインターネットサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
1株当たり純資産額	213.59円	204.49円
1株当たり当期純損失金額()	9.89円	145.23円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株あたり当期純損失金額であるため記載していません。

2. 当社は平成29年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、1株当たり当期純損失金額は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して計算しております。

3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失金額()(千円)	32,656	535,864
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失金額(千円)	32,656	535,864
普通株式の期中平均株式数(株)	3,301,938	3,689,693

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	733,217	816,543
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		358
(うち新株予約権)(千円)	()	(358)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	733,217	816,185
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,432,800	3,991,155

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日	平成29年5月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期第3四半期)	自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日	平成30年1月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年5月25日

株式会社エディア
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏 木 忠

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 雅 也

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エディアの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディアの平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エディアの平成29年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エディアが平成29年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年1月9日

株式会社エディア
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏 木 忠 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 雅 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エディアの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第19期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年3月1日から平成29年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エディアの平成29年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。